

平28福個答申第18号
平成29年3月21日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(東区保健福祉センター子育て支援課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の訂正請求に係る却下決定処分に対する
異議申立てについて (答申)

平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成27年3月9日付け東区子第1030-1号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第90号

「保有個人情報一部開示決定通知書の、開示しない部分の概要及び理由に記載された個人情報」の訂正請求却下決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

「保有個人情報一部開示決定通知書の、開示しない部分の概要及び理由に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った訂正請求却下決定処分（以下「本件処分」という。）は結論において妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成26年12月24日付けの本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

- ① 平成26年11月24日、異議申立人は、実施機関に対し、平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、本件個人情報の訂正請求を行った。

なお、異議申立人は、保有個人情報訂正請求書に次のように記述している。

「平成○年○月○日付け東区子第474-1号保有個人情報一部開示決定通知書の

- 1 開示しない部分の概要：『面接時の内容以外の部分』
- 2 上記の部分を開示しない理由：『行政運営情報で、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある情報のため』

※ 別紙の①、②について

- 1 『面接時の内容以外』ではなく、面接時の内容そのものであるため
- 2 私（本件請求者）自身の発言であり、『行政運営情報』には相当しないため

(※) 別紙とは、平成○年○月○日付け東区子第474-1号保有個人情報一部開示決定において開示した文書の一部である。

なお当該文書は、平成○年○月○日に行った児童扶養手当現況届に係る面接の内容を記録した書類について、異議申立人が平成○年○月○日に保有個人情報開示請求を行ったため、開示したものである。

- ② 平成26年12月24日、実施機関は、本件個人情報は、異議申立人が平成○年○月○日に行った保有個人情報開示請求に対して、実施機関が開示しない部分の概要と理由を説明した文言であり、異議申立人の個人情報とはいえないことを理由として本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

- ③ 平成27年2月12日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 異議申立人自身の面接時の発言は行政運営情報には相当しない。また、この発言部分を非開示とした行政機関の判断に疑義を感じざるを得ないため。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成29年2月15日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 本件個人情報とは、異議申立人が平成〇年〇月〇日に行った保有個人情報開示請求に対して、実施機関が開示しない部分の概要と理由を説明した文言であり、異議申立人の個人情報とはいえないから、本件処分は妥当である。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報の個人情報該当性について

実施機関は、本件個人情報は、異議申立人が行った保有個人情報開示請求に対して、実施機関が開示しない部分の概要と理由を説明した文言であり、異議申立人の個人情報とはいえないことを理由として本件処分を行っているため、当審議会ではまず、本件個人情報の個人情報該当性について検討する。

個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（条例第2条第2号）。本件個人情報は福岡市が作成した異議申立人に対する通知文書に記載されているところ、当該通知文書には異議申立人の氏名が明記されていることから、本件個人情報は異議申立人の個人情報にあたり、実施機関の判断は妥当性を欠く。

そこで、本件個人情報の訂正の要否について、引き続き検討する。

(2) 本件個人情報の訂正の要否について

- ① 本件個人情報は、実施機関が保有する「平成〇年〇月〇日付け東区子第474-1号『保有個人情報一部開示決定通知書』中、『開示しない部分の概要』欄に記載された『面接時の内容以外の部分』及び『上記の部分を開示しない理由』に記載された『行政運営情報で、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある情報のため』の部分」である。

- ② 「保有個人情報一部開示決定通知書」中の「開示しない部分の概要」欄は、実施機関が開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する際、開示しない部分の概

要について記載する部分である。また、「上記の部分を開示しない理由」欄は、開示しない部分を開示しない理由について記載する部分である。

- ③ 当審議会が本件について確認したところ、実施機関は平成〇年〇月〇日付けの異議申立人による保有個人情報の開示請求を受け、開示請求に係る保有個人情報の一部が、「面接時の内容以外の部分」であり、当該部分が「行政運営情報で、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある情報のため」開示しないと判断し、「保有個人情報一部開示決定通知書」中の「開示しない部分の概要」及び「上記の部分を開示しない理由」欄に本件個人情報を記載していることが認められる。
- ④ 以上のように、本件個人情報は、実施機関が開示しない部分の概要と理由を記載したものであり、その内容が事実ではないといえないことから、本件個人情報の訂正の理由があるとは認められない。

以上により、実施機関が行った本件処分については、本件訂正請求に係る情報が異議申立人の個人情報とはいえないと判断した点は妥当性を欠くものの、本件個人情報の訂正の理由があるとは認められないことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成27年 3 月 9 日	実施機関から諮問
平成27年 5 月 8 日	実施機関から弁明意見書を受理
平成27年 7 月 10 日	異議申立人から反論意見書を受理
平成29年 1 月 25 日	調査手続
平成29年 2 月 15 日（第177回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成29年 3 月 15 日（第178回審査請求部会）	審議